

調査の概要

国等の機関のグリーン購入調達実績

1. 調達実績の概要

平成 19 年度における国等の機関の特定調達物品等の調達実績は、平成 19 年度に新たに追加された品目を含め、公共工事分野の品目を除く 165 品目中 155 品目 (93.9%) において判断の基準を満たす物品等が 95% 以上の高い割合で調達されている。平成 16 年度以降の調達率は 90% 以上を維持しており、極めて高い水準にある。平成 13 年度のグリーン購入法施行以降、順調にグリーン購入が進展しているところ(表 - 1 及び図 - 1 参照)であり、これは、グリーン購入法施行により国等の機関が調達方針に基づき、特定調達物品等の計画的かつ優先的な購入に積極的に取り組んだこと、及びその結果として、特定調達物品等の市場におけるシェアが着実に拡大してきたことによる結果と評価できる。

表 - 1 調達率¹が 95% 以上の品目数² (公共工事分野の品目を除く)

| 平成 19 年度 | 平成 18 年度 | 平成 17 年度 | 平成 16 年度 | 平成 15 年度 | 平成 14 年度 | 平成 13 年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 155 品目 / 165 品目 | 147 / 156 | 136 / 146 | 133 / 146 | 117 / 135 | 98 / 124 | 40 / 90 |

¹ 国等の全機関の特定調達物品等の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。なお、紙及び紙製品については、平成 20 年 1 月に発覚した古紙パルプ配合率の偽装により、2 月及び 3 月は準特定調達物品等(次の ~ のいずれかに該当するものをいう。事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出ているもの(いわゆるオフセットなど)、事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ(森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの)が配合された製品による旨を、自ら申し出ているもの、前期 または に類似する環境に配慮した措置がとられているもの、新規契約を要する場合に、特定調達物品及びオフセット宣言された製品が存在しない場合にあつては、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品)の調達量を別途集計しているが、平成 18 年度以前の調達実績との比較は、平成 20 年 1 月までの調達率に基づき実施している

² 調達率及び品目数については、集計結果の精査を行い、遡って修正している場合がある

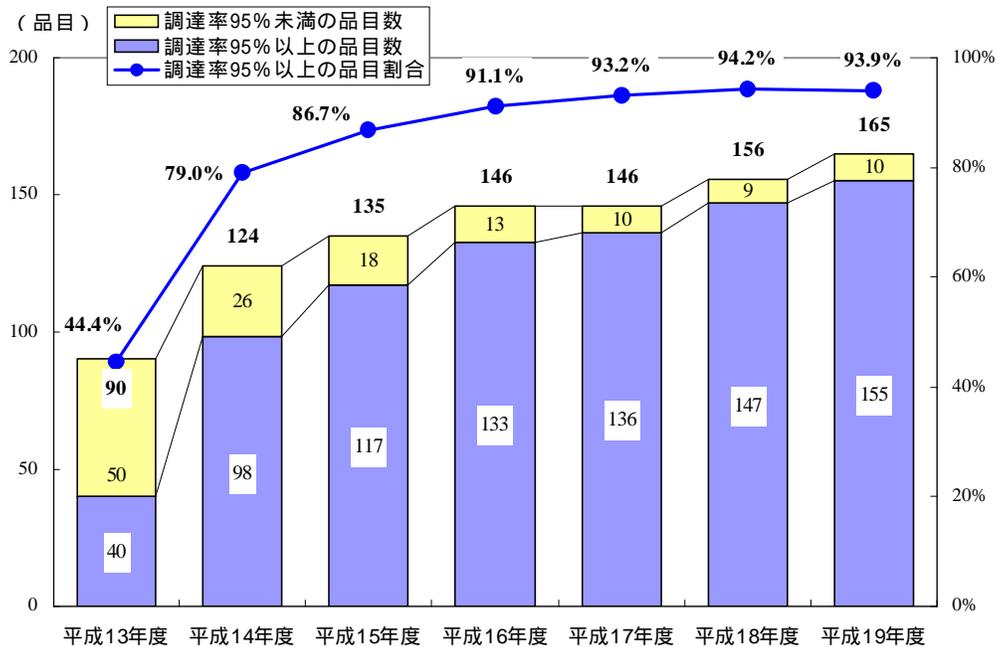


図 - 1 調達率が95%以上の品目数の推移（公共工事分野の品目を除く）

2. 主な分野における調達実績

平成19年度における主な分野における特定調達品目の調達実績は、以下のとおりである。

表 - 2 平成18年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較（単位：品目数）

| 分野 | 紙類 | 文具類 | オフィス家具等 | OA機器 | 家電製品・エアコン等 | 温水器等 | 照明 | 消火器 | 繊維製品等 | 役務 | 合計 |
|-------|----|-----|---------|------|------------|------|----|-----|-------|----|-----|
| 調達率上昇 | 0 | 11 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 20 |
| ほぼ同等 | 2 | 60 | 9 | 11 | 6 | 3 | 2 | 1 | 5 | 7 | 106 |
| 調達率下降 | 6 | 8 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 21 |
| 合計 | 8 | 79 | 10 | 13 | 7 | 4 | 3 | 1 | 15 | 7 | 147 |

(1) 紙類

- コピー用紙の総調達量は、4月～1月までが43,423ト、古紙偽装問題発覚後の2月及び3月が21,244トの合計64,666トとなっている。平成18年度の58,008トから増加しているが、古紙偽装により市場が混乱し、3月の調達量が大幅に増加するなどの影響も一因として考えられ、今後の動向を注視する必要がある

- 全ての品目において調達率が下降

(2) 文具類

- 79品目中77品目が95%以上の高い調達率

(3) OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水機器等

- OA機器はすべての品目において99%以上の高い調達率（コピー機等99.4%、プリン

タ等 99.2%他)

- 平成 19 年度に基準を変更して再追加された電子計算機 (99.0%) 及びテレビジョン受信機 (99.6%) については高い調達率
- 新規追加の電子式卓上計算機 (95.6%)、トナーカートリッジ (98.0%)、インクカートリッジ (98.8%) については、いずれも高い調達率
- エアコンディショナー等、温水器等のうち、ガスヒートポンプ式冷暖房機及びガス温水機器の調達率は 100%、ガス調理機器 99.5%と、ガス機器については極めて高い調達率

(4) 照明

- 電球形状のランプについては、96.6%と高い調達率を維持

(5) 自動車等

- 一般公用車においては、政府の全ての一般公用車について低公害車への切り替えが完了しており、今後とも維持されることが重要
- 平成 19 年度における一般公用車の新規調達量 (リース契約を含む) は、電気自動車 12 台、燃料電池自動車 5 台、ハイブリッド自動車 67 台と、引き続き低公害車の積極的な導入が図られている

(6) 繊維製品等

- 平成 19 年度に新たに追加された布製ブラインドについては、92.6%の調達率
- 織じゅうたんについては、99.9%から 75.1%へ調達率が下降しているが、特定の機関において建築意匠上の観点から基準を満足しない製品を大量に調達する必要が生じたことによる
- 作業手袋については、平成 18 年度の 75.0%から横ばい

(7) 設備

- 平成 19 年度に導入した太陽光発電システムの設備容量は 645kWと、平成 18 年度の約 1.5 倍
- 太陽熱利用システムについては、71 m²と平成 18 年度の 1 m²から大幅に増加
- 燃料電池の新規導入設備容量は 9kWと平成 18 年度と同等

(8) 公共工事

- 調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、適用品目数量割合が低いものがあるが、事業ごとの特性を踏まえ、使用可能な範囲において積極的な調達が行われている

(9) 役務

- 平成 19 年度に新たに追加された輸配送については 675 万件で、調達率はほぼ 100%

- 庁舎等内において営業を行う小売業務は 96.8%

3 . 平成 12 年度以前からの取組の進展

- コピー用紙については、国等の調達率が、政府の率先実行計画が始まった平成 7 年度から定常的に向上しており、グリーン購入法が施行された平成 13 年度においては 92.6%、平成 14 年度から平成 16 年度まで 98.5%、平成 17 年度は 98.9%、平成 18 年度は 98.6%と極めて高い水準を維持していたが、平成 19 年度においては、95.2%と古紙偽装発覚の影響によりやや下降
- 政府の一般公用車については、ハイブリッド自動車をはじめとした低公害車の導入が率先して行われ、平成 16 年度において政府のすべての一般公用車の低公害車への切り替えが完了し、平成 19 年度においても引き続き 100%を維持

国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果

1. 温室効果ガス排出削減効果

平成 19 年度において国等の機関が調達した特定調達物品等による温室効果ガス排出削減量を算定可能な品目を選択し、試算を行った。なお、排出削減効果の試算は、原則として以下の 2 つの場合について行った。

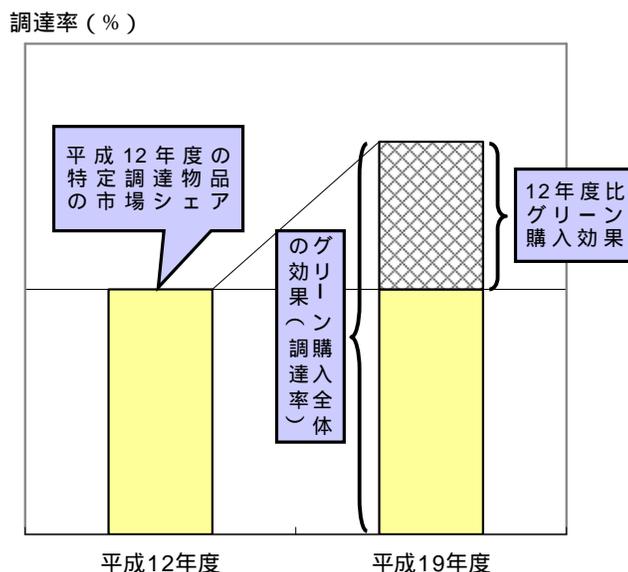


図 - 1 温室効果ガス排出削減効果の試算のイメージ

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における各特定調達物品の市場占有率と平成 19 年度における国等の機関の当該物品調達率との差から試算されるグリーン購入による温室効果ガス排出削減量

平成 19 年度における国等の特定調達物品の調達率から試算されるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量³

なお、OA 機器、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、使用期間全体（当該製品の購入時点から想定使用年数分）における二酸化炭素削減量についても、併せて試算した。

試算結果は、表 - 1 のとおりであり、

平成 19 年度における平成 12 年度との市場占有率の差から試算される国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス排出削減効果は、**合計で 43,441t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量⁴の約 20.9 千人分に相当）

³ OA 機器、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、調達時期にかかわらず、1 年間使用されたものと想定し、二酸化炭素削減量を試算している

⁴ 2006 年度（平成 18 年度）における我が国の家庭からの 1 人当たり二酸化炭素排出量は約 2.08t-CO₂/人。家庭からの排出量は、家庭部門、運輸（旅客）部門の自家用乗用車（家計寄与分）、廃棄物（一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む））部門で計上された排出量、及び水道からの排出量を合算したものの。資料：温室効果ガスインベントリオフィス

平成 19 年度におけるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量は、**合計で 410,356t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量の約 197 千人分に相当）

と試算された。

また、想定使用年数分を考慮した排出削減効果は、**合計で 124,965t-CO₂**と試算された。

表 - 1 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算

| 分野・品目等 | 削減効果の試算内容 | 温室効果ガス排出削減量 (t-CO ₂ 換算) | | |
|----------------|----------------------|------------------------------------|------|---------|
| | | 年間削減量 | 使用年数 | 削減量合計 |
| プラスチック製文具 | 焼却処理に伴う排出 | 1,283 | - | 1,283 |
| ダストブロワー | HFC134aからHFC152aへの代替 | 32,153 | - | 32,153 |
| コピー機等 | 電気の使用に伴う排出削減 | 380 | 5 | 1,898 |
| ファクシミリ | 電気の使用に伴う排出削減 | 475 | 5 | 2,375 |
| 家電製品 | 電気の使用に伴う排出削減 | 713 | 10 | 7,125 |
| エアコンディショナー | 電気の使用に伴う排出削減 | 632 | 10 | 6,321 |
| Hfインバータ方式器具 | 電気の使用に伴う排出削減 | 1,721 | 10 | 17,215 |
| LED以外の電球形状のランプ | 電気の使用に伴う排出削減 | 2,519 | 5 | 12,594 |
| 自動車 | 走行に伴う排出削減 | 856 | 7 | 5,995 |
| 一般公用車用タイヤ | 転がり抵抗低減による燃費向上 | 67 | 3 | 200 |
| 制服・作業服 | 再生PET樹脂の使用 | 29 | - | 29 |
| インテリア・寝装寝具 | 再生PET樹脂の使用 | 538 | - | 538 |
| 作業手袋 | 再生PET樹脂の使用 | 30 | - | 30 |
| 太陽光発電システム | システム導入に伴う排出削減 | 307 | 15 | 4,607 |
| 太陽熱利用システム | システム導入に伴う排出削減 | 8.4 | 15 | 126 |
| 高炉セメント | 工業プロセスに伴う排出 | 0 | - | 0 |
| 変圧器 | 使用に伴う排出削減 | 1,301 | 20 | 26,015 |
| 屋上緑化 | 屋上緑化に伴う排出削減 | 431 | 15 | 6,464 |
| 合計 | - | 43,441 | - | 124,965 |

注1：ダストブロワーについては特定調達品目に追加される前年度の平成 15 年度比の削減効果を算定

注2：家電製品のうちテレビジョン受信機（液晶テレビ及びプラズマテレビ）については平成 16 年度を基準年度として削減効果を算定

2. 主な品目の市場形成状況

主な品目の市場形成状況は、以下のとおりである。なお、紙類については、古紙パルプ配合率の偽装が発覚したことから、環境負荷低減効果の試算及び市場形成状況について、平成 18 年度調査結果までと同様な試算や市場占有率を示すことは困難であり、昨年度に引き続き実施していない。

(1) 文具類

- 特定調達物品の市場の傾向としては、平成 12 年度から平成 13 年度の伸びに比べ、平成 13 年度から平成 14 年度の伸びが大きくなっている
- 全般的には、平成 18 年度から平成 19 年度にかけても堅調に推移しており、文具類については、国等の機関による初期需要の創出というかたちで、グリーン購入法の効果が市場に顕著に現れているものと考えられる

(2) 家電製品等

- 蛍光ランプ(直管型40形)の国内における特定調達物品の供給量及び市場における特定調達物品の占有率は、堅調に増加しており、グリーン購入の市場が確実に拡大している

(3) 自動車

- 平成19年度下期における新規登録台数に占める低公害車の割合は、75.5%に達するとともに、ほとんどが政府の一般公用車の切り替え対象車種として定めている低公害車となっている。これは、自動車グリーン税制及びグリーン購入法の効果が大きかったものと推測される

3. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大の期待

公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が市場における特定調達物品の2割以上を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献している。また、文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達物品の3%に満たない品目についても、平成12年度から平成19年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品の割合が倍増するなど急伸している。これは、国等の機関のグリーン購入の推進による初期需要の創出が、大きな要因となっているものと考えられる。

地方公共団体は、国の約3倍の経済活動を行っており、国と合わせると我が国の国内総支出の約5分の1以上を占めている。また、国及び地方公共団体は、他の主体にも大きな影響力を有し、これらが果たす役割は極めて大きいものと考えられ、国はもとより、地方公共団体も率先してグリーン購入を推進することにより、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。